

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 8 月 9 日
【会社名】	レカム株式会社
【英訳名】	RECOMM CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊藤 秀博
【本店の所在の場所】	東京都千代田区九段北四丁目 2 番 6 号
【電話番号】	03-5357-1411（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員経営管理本部長 川畑 大輔
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区九段北四丁目 2 番 6 号
【電話番号】	03-5357-1411（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員経営管理本部長 川畑 大輔
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 0 円 (注) 会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により 割り当てられるため、新株予約権の発行価格は上記の通り無償で す。 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべ き金額の合計額を合算した金額 267,836,400円 (注) 上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払 い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成25年 8 月 9 日現 在の当社発行済普通株式総数（当社が保有する当社株式の数を除 く。）を基準として算出した見込額であります。上記新株予約権の 割当てを行うための株主確定日までに当社発行済普通株式数が増 加した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行 使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加しま す。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込 むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第10回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

発行数	223,197個（新株予約権1個につき1株）
発行価額の総額	0円
発行価格	新株予約権1個につき0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	該当事項はありません。
申込期間	該当事項はありません。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	該当事項はありません。
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成25年8月21日
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注)

- 平成25年8月9日（金）開催の当社取締役会決議によるものであります。
- 募集の方法
会社法第277条の規定により新株予約権無償割当ての方法により、下記3.に定める株主確定日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を割り当てます（以下「本新株予約権無償割当て」といい、本新株予約権無償割当てによる資金調達方法を「本資金調達方法」といいます。）。
- 株主確定日
平成25年8月20日
- 割当比率
各株主の保有株式数1株につき本新株予約権1個を割り当てます。
- 本新株予約権無償割当ての効力発生日（会社法第278条第1項第3号に定める新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日。以下同様。）
平成25年8月21日
- 発行数（本新株予約権の総数）について
発行数（本新株予約権の総数）は、株主確定日における当社発行済株式総数から同日において当社が保有する当社株式数を控除した数とします。上記発行数は、平成25年8月9日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する株式の数を除きます。）を基準として算出した見込み数であります。
- 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込機関及び払込取扱場所について
本新株予約権は、会社法第277条の規定に基づく新株予約権無償割当ての方法により発行されるものであるため、当社の定める効力発生日において、何らの申込手続を要することなく、また、新たな払込みを要することなく、本新株予約権が付与されることとなります。従って、申込み及び払込みに関連する上記事項については、該当事項はありません。

9. 外国居住株主による本新株予約権の行使について

本新株予約権の募集については、日本国外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。外国に居住する株主様は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日（ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とします。）の7営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提出し、かつ当該事項を当社が確認した旨の通知を、口座管理機関（機構加入者）から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主様宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされません。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	レカム株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株制度は採用しておりません。
新株予約権の目的となる株式の数	223,197個 上記本新株予約権の目的となる株式の総数は、平成25年8月9日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社株式数を除きます。）を基準として算出した見込数であります（本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、1株とします。）。
新株予約権の行使時の払込金額	各本新株予約権の行使に際し出資される財産の価額は1,200円とします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	267,836,400円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成25年8月9日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社株式の数を除きます。）を基準として算出した見込額であります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は1,200円とします。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従って算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とします。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金を減じた額とします。
新株予約権の行使期間	平成25年9月19日から平成25年10月18日までとします。

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社りそな銀行 九段支店</p> <p>4. 本新株予約権の行使請求及び払込みの方法 (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいいます。以下同様。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行います。 (2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができません。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使は出来ないものとします。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権には、取得条項は付されておられません。但し、当社は任意に本新株予約権を取得することがあります。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要しません。（会社法第236条第1項第6号に掲げる事項に該当しません。）。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注)

1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」といいます。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができません。

また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従います。

2. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の新株予約権の行使請求の受付場所（以下、「行使請求受付場所」といいます。）に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が、同第3項記載の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。

3. 本新株予約権の行使請求の具体的手続及び期限

本新株予約権の行使期間は、平成25年9月19日（木）から平成25年10月18日（金）までですが、本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生するため、本新株予約権を行使するためには、平成25年10月18日（金）までに、行使請求受付場所において、本新株予約権の行使請求に必要な事項の通知が受理されるとともに、払込金の払込みが確認されていることが必要となります。

口座管理機関（機構加入者）における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準的な処理日程として、本新株予約権者がその口座管理機関（機構加入者）に対し、本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いを行った日の翌営業日に、本新株予約権行使請求の発行者（行使請求受付場所）に対する取次ぎが行われることが想定されております（当該処理日程については、振替機関が公表している株式等振替制度に係る業務処理要領に振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準処理日程として記載されております。）。当該処理日程によれば、本新株予約権の行使期間の満了日当日に本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いを行った場合には、本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使請求取次に必要な事項の通知が発行者（行使請求受付場所）に到達せず、本新株予約権の行使請求の効力が生じない可能性があります。そのため、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間内に確実に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、平成25年10月17日（木）の営業時間中に、口座管理機関（機構加入者）に対する本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いに係る手続について、口座管理機関（機構加入者）において完了されていることが必要となります。但し、本新株予約権者からの行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合があるため（なお、機構加入者でない口座管理機関が行使請求を受け付ける場合には、口座管理機関（機構加入者）に委託して、新株予約権行使請求の取次ぎが行われるため、口座管理機関（機構加入者）が直接行使請求を受け付ける場合に比し、手続に時間を要する可能性があります。）、必ず各本新株予約権者自身で、各口座管理機関に確認する必要があります。

当社株主が割り当てられた本新株予約権の一部又は全部につき行使期間内に行使することができない場合には、当該本新株予約権は消滅するため、当該株主は本新株予約権無償割当てによる普通株式の希釈化の影響を本新株予約権の行使又は売却により軽減できないこととなります。

また、本新株予約権の行使期間中の平成25年9月26日（木）から平成25年9月30日（月）までの期間は、決算期末における振替機関の本新株予約権行使の取次ぎが停止されます。しかし、口座管理機関（機構加入者）における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローにつきましては上述と同様の取次ぎが行われることが想定されておりますので、必ず各本新株予約権者自身で、各口座管理機関に確認する必要があります。

4. 株式の交付方法

当社は、行使の効力発生後当該行使に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

5. 本新株予約権の売買等

本新株予約権は、株式会社東京証券取引所において、同取引所が本有価証券届出書提出日以降に公表する期間、上場される予定です。上場日は本新株予約権無償割当ての効力発生日（平成25年8月21日（水））となることが予定されておりますが、変更されることがあります。本新株予約権は、本新株予約権が同取引所に上場されている間（平成25年8月21日（水）から平成25年10月11日（金）まで）、同取引所において売買を行うことができます。なお、法令諸規則に従い、同取引所外において売買されることを妨げません。社債等振替法の適用により、本新株予約権の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

6. 税務上の取扱い

各株主及び各本新株予約権者の本新株予約権に係る税務上の取扱い及び証券口座に係る取扱いについては、各株主及び各本新株予約権者自身の責任において、税理士等の専門家及び証券会社に確認する必要があります。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

また、本新株予約権の行使期間中に行使されなかった本新株予約権（以下「未行使本新株予約権」といいます。）については、行使期間の満了時において消滅し、当社又は金融商品取引業者による未行使本新株予約権全部の取得及び行使は行われません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
267,836,400	17,836,400	250,000,000

(注)

1. 上記払込金額の総額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成25年8月9日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社株式の数を除きます。）を基準として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用は、業務委託報酬6百万円（藍澤証券株式会社に対するファイナンシャルアドバイザー報酬）、その他諸費用11.8百万円（弁護士報酬2百万円、登記費用2百万円、各口座管理機関への事務手数料等7.8百万円）からなります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2)【手取金の使途】

当社グループは、当連結会計年度を「成長戦略の再構築・実行」の一年と位置づけ、顧客基盤の拡大及び販売網の拡大に取り組んでまいりました。また、事業単位での採算性を追求していく中で、平成25年1月8日に発表の「子会社の事業内容見直しと特別損失の発生ならびに子会社役員の異動に関するお知らせ」のとおり、コールセンター事業は大幅に事業縮小し、平成25年6月1日からは従来の「純粋持株会社体制」からグループの売上高の94%を構成する情報通信機器販売事業を営む連結子会社であるレカム株式会社と合併し、「事業持株会社体制」に移行するなど、事業の選択と集中を加速的に進めてまいりました。また、かねてより不採算事業であった情報通信機器製造事業についても、今回、下記「事業再編（情報通信機器製造事業からの撤退）」を決定したことにより、第3四半期において事業整理損失36百万円、繰延税金資産の取り崩しによる法人税等調整額を45百万円計上したこと等により、四半期連結純損失が190百万円となり、平成25年6月30日時点において200百万円の債務超過に陥っております。

このような状況を踏まえ、当社としては、早期に債務超過の解消を図るとともに下記「事業再編（情報通信機器製造事業からの撤退）」に記載のとおり、グループの事業の選択と集中を更に進め、不採算事業である情報通信機器製造事業から撤退し、グループの中核事業である情報通信機器販売事業と成長ドライバーと位置づけているBPO事業に経営資源を集中させることが、企業価値を高めるために必要だと判断いたしました。加えて、当社の企業価値向上のためには、情報通信機器販売事業における売上規模を拡大し、スケールメリットの享受や直間比率の改善による利益率向上を図ることが必要であると判断いたしました。

そこで、ライツ・オフリングによって資金を調達することにより、下記「事業再編（情報通信機器製造事業からの撤退）」を実現するとともに債務超過を解消し、同時に、下記「システム投資」「売上規模拡大のための営業社員増員」「同業他社のM&Aや新規加盟店開発」を実施して事業規模の拡大と企業価値の向上を図ってまいります。

(注1) BPOとは、Business Process Outsourcingの略称で、BPO事業とは、グループ企業の内部管理業務の外部委託を受ける事業を意味しております。

事業再編（情報通信機器製造事業からの撤退）

当社は、平成18年3月に情報通信機器製造事業を営む株式会社ケーイーエス（現株式会社アスモ）を傘下に収め、以降、情報通信機器ビジネスを製販一体になって推し進めてまいりました。しかしながら、情報通信機器製造事業については、平成19年9月期の売上高5,355百万円をピークに事業規模の縮小が続き、平成24年9月期には売上高208百万円とピーク時から20分の1以下の水準にまで落ち込んでおります。この間、「工場閉鎖によるファブレス化」や「PHS事業の譲渡」、また、近年ではOEM商品を中心とした従来のビジネスモデルから、売上総利益率が高く、在庫リスクの少ない製造受託業務中心のビジネスモデルへと転換を図るなどの施策を講じてまいりました。しかし、新規製造受託業務の獲得に関しては低調な実績であり、自社ブランドIPビジネスホンの販売に関しても低迷が続いております。また、グループ内で製造事業を唯一営む連結子会社の株式会社アスモは、平成25年6月末日現在631百万円の債務超過の状況であり、また、これまでに開発製造資金として金融機関4行から借り入れた借入金の残高も、同日現在532百万円となっており、現在の事業の規模から考えますと過大であり、現状の株式会社アスモの財務状況では返済が難しいことから、実質的には当社が返済を行っているといった状況となっております。一方、情報通信機器販売事業においては、これまでに蓄積した顧客基盤を背景として安定的な収益こそ確保しておりますが、製造事業のマイナスが足枷となり、販売事業の売上規模拡大のための新規投資が思うように出来ない状況が続いております。そのような状況の中で、当社は、あらゆる角度から情報通信機器製造事業の方向性に関して検討してきた結果、不採算事業となっており、今後の改善の見通しも厳しいことから、製造事業からは速やかに撤退し、販売事業に経営リソースを集中させることが当社の企業価値ひいては株主価値を高めるうえで必要不可欠と判断いたしました。

今回の資金調達により得られる資金のうち100百万円（上記株式会社アスモの金融機関からの借入金の返済に75百万円、製造受託業務終結に伴う発注元への最終生産品の製造費用（製造委託先への外注加工費など）に14百万円、情報通信機器に組み込むソフトの開発業者への未払金の支払に11百万円）を情報通信機器製造事業からの撤退に伴う事業再編コストとして使用する予定であります。

なお、今回の資金調達により株式会社アスモの金融機関からの借入金の返済に75百万円を充当した後も450百万円程度の借入金が残ることとなります。当社は、当該借入金に対して親会社として債務保証を行っていることから返済責任を有しておりますが、販売事業に経営リソースを集中させることで生み出される収益の範囲で十分に返済が可能であると考えております。

（注1）ファブレスとは、自社で生産設備を持たず、外部の協力企業に生産委託することを意味しております。

（注2）OEMとは、発注元企業のブランドで販売される製品を生産することを意味しております。

システム投資

当社の基幹システムは受発注業務及び販売管理を実施する「販売管理システム」と営業支援及び顧客管理を目的とした「顧客管理システム」があります。

「販売管理システム」は8年前に導入致しましたが、情報通信分野の技術の進展が著しいなかで、同システムは性能面・機能面で改善が必要な状況であり、決算業務等の様々な業務分野で非効率な面が生じていたことから、その更新が課題となっておりました。これまで、更新の計画の立案こそなされましたが、グループの財務状況から実施に移せぬまま現在に至っており、保守体制に関しても改善の余地がある状況となっております。

また、「顧客管理システム」においてはこの1月度より新システムを導入しましたが、「新規営業先のデータベースの改善」などの改善すべき点が多くある状況です。

「新販売管理システム」の導入には45百万円を見込んでおり、その効果により、決算体制の早期化・業務効率向上により、導入後5年間で62百万円程度の間接コスト削減を見込んでおります。

また、「新顧客管理システム」の上記改善は新規での営業活動が売上高に直結する当社グループにとっては重要事項であり、更に営業生産性を高める「タブレット端末との連携」等を含め、15百万円のシステム投資を実施することにより、月4百万円程度の利益の拡大が図れるものと考えております。

今回の資金調達により得られる資金のうち60百万円を上記2件のシステム投資へ充当する予定であります。

売上規模拡大のための営業社員増員

当社グループの中核事業である情報通信機器販売事業において、営業社員の増員は売上規模の拡大に直結するため、ここ数年、新卒者を対象に毎期30名程度の新規採用計画を掲げて採用活動を行ってまいりましたが、採用実績が計画を下回っていることや、毎期一定程度の退職者もいることから、結果的に営業社員の増員が図れていない状況にあります。そのような状況の中で、平成25年7月22日からは、成長分野であるLED商材について「LED蛍光灯レンタルサービス」として販売を開始するなどしており、営業社員の増員は喫緊の課題となっております。

そのため、採用活動の対象を新卒者に限らず既卒者ほかにも拡大させ、新たに30名程度の営業社員の増員に向けた取り組みを実行するとともに、入社後の社員教育にも力を注ぎ、社員の定着率を高めたいと考えております。

今回の資金調達により得られる資金のうち採用費用として17百万円（採用費用一人あたり566千円×30名）を、また、入社後の社員教育費用として3百万円（一人あたり100千円×30名）を充当する予定です。これにより、新たに採用する営業社員が「LED蛍光灯レンタルサービス」や既存製品・サービスの営業活動に従事できるよう早期に育成し、売上規模の拡大を目指してまいります。

同業他社のM & Aや新規加盟店開発

当社は、平成18年10月に株式会社アレックシステムサービスのM & A（同社株式を取得して子会社化）を実施し、平成21年4月1日に同社を吸収合併いたしました。以降現在に至るまで、同社の活動基盤であった現東日本支社・前橋支店は堅調な実績を上げております。その成功体験もあり、中核事業である情報通信機器販売事業の売上規模を拡大させる施策として、同業他社のM & Aは非常に有効な手段であると考えております。また、M & Aの相手方にとっても、当社の連結子会社である大連レカムのBPOを活用したローコストオペレーションの提供や重複する管理業務の統合などによるコスト削減効果も享受することができ、スケールメリット以外のシナジー効果も得ることが出来ます。また、情報通信機器販売事業においてフランチャイズ加盟店の売上高が4割強を占めていることから、フランチャイズ加盟店の新規開拓は売上規模の拡大に直結します。以上のことから、今後、積極的に候補先の調査を実施のうえM & Aを実現させるとともに、販売チャネルにおけるフランチャイズ加盟店の新規加盟店開発も改めて強化することによって、売上規模の早期拡大と更なる成長を遂げたいと考えております。

今回の資金調達により得られる資金のうち56百万円をM & A費用に（売上高800百万円～1,000百万円規模の会社の取得を想定しております。）、また、14百万円を新規加盟店開発費用（加盟店支援部門の強化費用、募集広告費、ヘッドハンティング会社の活用費用）にそれぞれ活用する予定です。それにより、情報通信機器販売事業の売上規模を1,000百万円～1,500百万円程度拡大させられるものと考えております。

なお、今回調達の資金がM & Aに充当されなかった場合は、金融機関からの借入金の返済に充てる考えであります。

本新株予約権の行使比率を100%と仮定した場合の調達資金の使途、金額及び支出予定時期については以下のとおりであります。

使途の内容	支出予定金額	支出予定時期
事業再編コスト （情報通信機器製造事業からの撤退）	100,000,000円	平成25年9月～平成25年12月
システム投資	60,000,000円	平成25年10月～平成26年3月
営業社員増員（採用費用・教育費用）	20,000,000円	平成25年10月～平成26年9月
M & A費用・新規加盟店開発費用	70,000,000円	平成25年10月～平成26年9月

（注）1．当社は、本新株予約権無償割当ての行使比率が100%に達しない場合には、事業再編コスト（情報通信機器製造事業からの撤退）、システム投資、営業社員増員（採用費用・教育費用）、M & A費用・新規加盟店開発費用の順に優先的に資金を使用してまいります。

2. 資金使途 及び にかかる資金調達額(160,000,000円)が調達されなかった場合においては株式市場やマーケット状況を勘案し、速やかにその他資金調達の手法を検討してまいります。一方、資金使途 及び にかかる資金調達額が調達された場合においては、比較的優先度の高い資金使途にかかる資金が調達されていることから、改めて資金調達を試みるのが適当かどうかを含め慎重に検討してまいります。
3. 今回調達した資金について、上記 から の資金使途に対して実際に支出するまでは、当社銀行普通預金口座にて管理することとしております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. ノンコミットメント型ライツ・オフリングを実施する目的及び理由

(1) 当社が本新株予約権無償割当てを行う目的

当社グループは、当連結会計年度を「成長戦略の再構築・実行」の一年と位置づけ、顧客基盤の拡大及び販売網の拡大に取り組んでまいりました。また、当社グループは事業単位での採算性を追求していく中で、事業の選択と集中を加速度的に進めてまいりました結果、平成25年6月30日時点において債務超過に陥っております。このような状況を踏まえ、当社としては、早期に債務超過の解消を図るとともにグループの事業の選択と集中を更に進めることにより、企業価値向上を目指すためにも上記「2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、事業再編（情報通信機器製造事業からの撤退）、システム投資、売上規模拡大のための営業社員増員、同業他社のM & Aや新規加盟店開発を早急に実施することが必要であると認識しております。本新株予約権無償割当てを実施し、株主様に本新株予約権を行使して頂くことにより、手元資金の拡充を図ることができ、当社グループの事業拡大を一層加速させることが可能になると考えております。

(2) 他の資金調達方法との比較及び本新株予約権無償割当てを選択した理由

当社は、株主の皆様のご利益に配慮しつつ、かつ上記「(1) 当社が本新株予約権無償割当てを行う目的」に記載した目的の達成を目指し、様々な資金調達方法について慎重に比較検討を進めて参りました。その結果、本資金調達方法が、当社、ひいては株主の皆様にとって最良の資金調達方法であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

その他の資金調達方法の検討について

A. 金融機関からの借入れ

平成25年9月期第3四半期末において20百万円の債務超過にある財務状況などから、新たに借入れを行うことのできる金融機関を見出すことは簡単ではなく、また、国内外での幅の広い事業展開を視野に入れる場合、現時点においては自己資本を充実させることで財務基盤を強固にすることが必要と考えていることから、金融機関からの融資よりも、資本市場からの自己資本の拡充による資金調達が有効かつ適切であるものと考えております。

B. 公募増資

公募増資については、有力な資金調達手段ではあるものの、当社の信用力が不足していることや、近時の株式市場が急騰しており不確定要素が多いこと等のために、当社の希望を満たす資金調達額及びスケジュールでの公募引受けを検討いただける証券会社が見出せていないこと、大型の公募増資を実施することによる既存株主の持分の希釈化の影響等を鑑み、資金調達方法の候補からは除外することといたしました。

C. 第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行

第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行については、(i) 割当先の保有方針や投資目的等によっては、当社の経営の独立性が担保されない可能性があること、() 本新株予約権無償割当てにおいて調達を予定する資金の額（詳細については上記「2 新規発行による手取金の使途」参照。）及び当社の時価総額に鑑みると、既存株主の持分の希釈化の影響が大きくなること懸念されることから、今回の当社の資金調達方法として、必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することといたしました。

D. 非上場型の新株予約権の株主無償割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主無償割当てについては、株主が新株予約権を売却する機会に乏しく、結果的には新株予約権を行使しない株主が持分の希釈化の影響を回避するための選択肢が限定的であることから、株主の利益及び持分の希釈化の影響の観点では必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することといたしました。

E. ライツ・オフアリング（コミットメント型）

ライツ・オフアリングにおいては、特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを引き受けた上でそれらを行使することを定めた契約を締結する、いわゆるコミットメント型ライツ・オフアリングといわれるスキームがあるところ、当該スキームを採用することによって、資金調達額が当初想定していた額に到達せず、又はそれにより想定していた資金使途に充当できないこととなるリスクを低減させることができます。当社は、同スキームについてもその実現可能性を検討いたしましたが、いわゆるライツ・オフアリングにおけるコミットメントが、金融商品取引法における有価証券の引受けに該当することから、証券会社数社に対しコミットメント型ライツ・オフアリングの引受けの可能性について打診を重ねたところ、現状において、国内におけるコミットメント型ライツ・オフアリングの前例が案件の数及び規模の点で限定されていることや、近時の株式市場が急騰しており不確定要素が多いこと等のために、当社の希望を満たす資金調達額及びスケジュールでの引受けを検討いただける証券会社を見出すことは難しいことから、今回の資金調達においては、資金調達方法の候補からは除外することといたしました。

本資金調達方法（ライツ・オフアリング（ノンコミットメント型））のメリット及びデメリット

上記「（1）当社が本新株予約権無償割当てを行う目的」に記載した目的の達成に際しては、以下に述べるライツ・オフアリング（ノンコミットメント型）の特長に鑑みると、本資金調達方法こそが、今般当社が資金を調達するにあたって最良の方法であると考えております。

（メリット）

A. 株主様への平等な投資機会の提供

本資金調達方法の特長として、全株主の皆様には保有する株式数に応じて本新株予約権を無償で割り当てることがあげられます。当該無償割当ての機会を通じて、当社の現状並びに今後の事業展開及び方向性を株主の皆様方に広くご理解いただくとともに、かかる特長により、全ての株主の皆様にとって平等な投資機会を提供することが可能であると考えております。

B. 株主様の株式価値希釈化による影響の極小化

株主の皆様には、保有する株式数に応じて本新株予約権が割り当てられるため、当該本新株予約権を行行使することによって、各株主様の株式価値の希釈化の影響を極小化することが可能です。また、新株予約権の無償割当てという発行形態は、株主の皆様による本新株予約権の行使を前提とする資金調達方法ではありますが、本新株予約権は東京証券取引所へ上場される予定であるため、本新株予約権の行使を希望されない株主様が本新株予約権を市場で売却することが可能となっております。これにより、本新株予約権の行使を行わない場合でも、株式価値の希釈化により生じる不利益の全部又は一部を、本新株予約権の売却によって補う機会が得られることが期待されます。上記「その他の資金調達方法の検討について C. 第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行」に記載のとおり、第三者割当てによる資金調達においては、既存の株主様に与える株式価値の希釈化による影響が懸念される一方で、本資金調達方法は既存株主の皆様への利益保護に配慮したスキーム設計であると考えております。

C. 新株予約権の上場による新たな投資家層の開拓

上記のとおり、本新株予約権は東京証券取引所に上場することから、当社の事業をご支援頂ける潜在的な投資家様に当社株式を保有する機会を新株予約権という形で提供し、新たな投資家層を開拓することを可能とします。その結果、市場を通じて株式を取得する新たな株主様の増加、新株の発行に伴う発行済株式数の増加、及び当社株式の流動性の向上が見込まれ、企業価値の向上につながることを期待されております。

（デメリット）

A. 資金調達額の不確実性

本資金調達方法においては、発行した新株予約権が行使されることで、当社は資金の調達を実現できることとなるため、本新株予約権の割当てを受け、又は本新株予約権を市場を通じて取得した株主様の行動によっては、調達する資金の額が想定を下回る恐れがあります。この点につきましては、本書及び本日公表の「ライツ・オフアリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するご説明（Q & A）」（URL：<http://www.recomm.co.jp/ro/top.html>）等を通じて、本資金調達方法及び当社の状況を十分にご理解いただくことで、対処してまいる所存です。

以上のことから、当社といたしましては、株主の皆様に対するライツ・オフリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）という本資金調達方法が、当社の目的を達成しつつ、かつ、株主の皆様の利益保護に十分配慮した現時点における最良の資金調達方法であると考えております。

2. 発行条件の合理性

本新株予約権の1個当たりの割当株数及び行使価額につきましては、当社の業績動向、財務状況、直近の株価動向、及び既存の株主の皆様による本新株予約権の行使の可能性（株主の皆様の本新株予約権を行使していただけるよう、時価を下回る行使価額を設定しております。）を勘案して決定いたしました。

その結果、割当株数につきましては、当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当てることとし、本新株予約権の行使により当社普通株式1株が交付され、また、行使価額につきましては、1株当たり、1,200円に設定いたしました。

本新株予約権の行使価額である1,200円は、本新株予約権の発行決議日前日である平成25年8月8日の東京証券取引所における当社普通株式の株価終値である2,397円に対して50.06%、直近1ヶ月間の株価終値の単純平均値2,578円に対して46.55%、直近3ヶ月間の株価終値の単純平均値2,571円に対して46.67%、直近6ヶ月間の株価終値の単純平均値2,227円に対して53.88%にあたります。

上記のとおり、行使価額を市場における株価と比較した場合、本新株予約権の行使価額は相当程度ディスカウントされたものとなっております。

本件は当社の企業価値、ひいては株式価値向上を目的として実施するものであり、かつ、既存株主の皆様が経済的な不利益を被らないための配慮もなされていることなどを総合的に勘案し、本件の発行条件については合理的であると考えております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

組込情報である第19期有価証券報告書（平成24年12月21日提出）及び第20期第3四半期報告書（平成25年8月9日提出）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書及び四半期報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年8月9日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

当該有価証券報告書及び四半期報告書の「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成25年8月9日）現在においてもその判断に変更はなく、また、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出について

組込情報である第19期有価証券報告書の提出日（平成24年12月21日）以降、本有価証券届出書提出日（平成25年8月9日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しています。

（平成24年12月25日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成24年12月21日に開催しました第19期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づいて提出するものであります。

なお、すべての議案は原案どおり承認可決されました。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年12月21日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

・減少する剰余金の項目および額

その他資本剰余金 91,373,521円

・増加する剰余金の項目および額

その他利益剰余金 91,373,521円

（繰越利益剰余金）

第2号議案 定款一部変更の件

第3条（本店の所在地）に定める本店の所在地を東京都港区から東京都千代田区に変更する。

第3号議案 取締役および監査役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件

取締役および監査役に対してストックオプションとしての新株予約権を発行する。

第4号議案 スtockオプションとして新株予約権を発行する件

ストックオプションとして当社の使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人に対して新株予約権を発行するにあたり、募集事項の決定を取締役に委任する。

(3) 議決権の状況

議決権を有する株主数 2,723人

総議決権個数 223,197個

(4) 議決権行使状況

	株主総会前日までの 議決権行使（事前行使）	株主総会当日出席による 議決権行使	議決権行使合計
株主数	417 人	13 人	430 人
議決権行使個数	68,120 個	57,509 個	125,629 個
行使割合	30.5 %	25.7 %	56.2 %

(5) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果（議決権行使書・委任状による出席を含む）

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案 剰余金の処分の件	123,888	1,389	0	可決98.6（%）
第2号議案 定款一部変更の件	123,942	1,335	0	可決98.6（%）
第3号議案 取締役および監査役に対するストックオプション 報酬額および内容決定の件	123,715	1,562	0	可決98.4（%）
第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する 件	123,729	1,548	0	可決98.4（%）

(注) 1. 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・ 第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・ 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成であります。
- ・ 第3号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・ 第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成であります。

2. 賛成数は、「事前行使における賛成数」と「当日出席株主から各議案の賛否に関して確認できた賛成数」を合計しております。
3. 賛成の割合は、「(4)議決権行使状況」の議決権行使合計に対する割合であります。

(6) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前営業日までの議決権行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

(平成25年3月12日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成25年3月8日開催の取締役会において、平成25年6月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の特定子会社であり、かつ連結子会社であるレカム株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号ならびに第19条第2項第7号の3の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 特定子会社の異動に関する事項（開示府令第19条第2項第3号に基づく報告）

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金および事業の内容

名称 レカム株式会社
住所 東京都千代田区九段北四丁目2番6号
代表者の氏名 代表取締役社長 伊藤 秀博
資本金の額 58百万円
事業の内容 情報通信機器の販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数および当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

議決権の数
異動前 180個
異動後 - 個（本合併により消滅）
総株主等の議決権に対する割合
異動前 100.0%
異動後 - %（本合併により消滅）

(3) 当該異動の理由およびその年月日

異動の理由
当社が当該特定子会社であるレカム株式会社を吸収合併し、同社が消滅することによるものであります。
異動年月日
平成25年6月1日（吸収合併の効力発生日（予定））

2. 吸収合併に関する事項（開示府令第19条第2項第7号の3に基づく報告）

(1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	レカム株式会社
本店の所在地	東京都千代田区九段北四丁目2番6号
代表者の氏名	代表取締役社長 伊藤 秀博 代表取締役副社長 芳野 一夫
資本金の額	58百万円
純資産の額	284百万円（平成24年9月30日現在）
総資産の額	1,192百万円（平成24年9月30日現在）
事業の内容	情報通信機器の販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益および純利益

	平成22年9月期	平成23年9月期	平成24年9月期
売上高 (百万円)	4,901	4,365	4,067
営業利益 (百万円)	124	81	125
経常利益 (百万円)	125	76	121
当期純利益 (百万円)	92	50	67

大株主の名称および発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	レカムホールディングス株式会社
発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合	100.0%

提出会社との間の資本関係、人的関係および取引関係

資本関係	当社はレカム株式会社の発行済株式の全てを所有しております。
人的関係	当社の取締役2名が同社の取締役を、監査役1名が同社の監査役を兼務しております。
取引関係	当社は、同社から人事・経理業務等を受託しております。

(2) 当該吸収合併の目的

当社グループの競争力強化のためには、純粋持株会社による経営管理ではなく、経営体制の簡素化を図り、グループの中核事業会社が経営管理することによって、効率的かつ迅速な意思決定を可能とすべく、当社とレカム株式会社との合併による事業持株会社体制へと再移行することが最適であると判断いたしました。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

合併の方法

当社を存続会社、レカム株式会社を消滅会社とする吸収合併によります。

吸収合併に係る割当ての内容

当社はレカム株式会社の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際して、当社の株式その他の財産等の割当ては行いません。

その他の吸収合併契約の内容

合併契約締結日	平成25年3月25日（予定）
合併承認株主総会	本合併は、会社法第796条第3項に基づく簡易吸収合併および同法第784条第1項に基づく略式吸収合併であり、合併承認株主総会は開催しません。
合併効力発生日	平成25年6月1日（予定）

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

本合併に際して新株式の発行、新株式の割当ては行わないため、該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	レカムホールディングス株式会社（注）
本店の所在地	東京都千代田区九段北四丁目2番6号
代表者の氏名	代表取締役社長 伊藤 秀博
資本金の額	300百万円（平成24年9月30日現在）
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	情報通信機器の販売およびグループ会社の経営管理

（注）当社は、平成25年6月1日付をもって商号をレカム株式会社に変更する予定であります。

(平成25年5月24日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成25年5月24日開催の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年5月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社と連結子会社のレカム株式会社との合併により、純粋持株会社体制から事業持株会社体制へと再移行することに伴い、定款第1条（商号）をレカム株式会社に変更するとともに、第2条（目的）について所要の変更をするものであります。また、当該変更の効力発生日を平成25年6月1日とする旨の附則を新設するものであります。

第2号議案 監査役1名選任の件

加藤秀人を監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	119,249	107	0	(注) 1	可決 99.91
第2号議案 監査役1名選任の件 加藤秀人	121,288	112	0	(注) 2	可決 99.91

(注) 1 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決または否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(平成25年6月18日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該主要株主に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主になるもの

1) 氏名 山崎 和也

2) 住所 青森県弘前市

(注) 有限会社ヤマザキ(所在地: 青森県弘前市上鞆師町11-1MAC弘前コート701、代表取締役 山崎和也)との共同保有によるものであります。

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主の議決権に対する割合

1) 当該主要株主の所有議決権数(所有株式数)

異動前 6,109個(6,109株)(株主順位第9位)

異動後 33,852個(33,852株)(株主順位第1位)

2) 総株主の議決権の数に対する割合

異動前 2.73%

異動後 15.16%

(注) 総株主の議決権の数に対する割合は、直近で判明しうる平成25年3月31日現在の総株主の議決権の数223,197個(自己株式を除く)に基づき算出しております。

(3) 当該異動の年月日

平成25年6月6日

(4) 提出日(平成25年6月18日)現在における議決権総数、発行済株式総数及び資本金の額

議決権総数 223,197個

発行済株式総数 223,327株

資本金の額 300,000千円

(平成25年8月9日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、当社の連結子会社である株式会社アスモ(以下「アスモ」といいます。)が、情報通信機器製造事業から撤退することを承認いたしました。当該事象は、当社連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象と認められるため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生日

平成25年8月9日

（２）当該事象の内容

アスモが営む情報通信機器製造事業においては、これまで、「工場閉鎖によるファブレス化」や「PHS事業の譲渡」などのリストラ策を実施し、大幅に規模を縮小してまいりました。また、近年ではOEM商品を中心とした従来のビジネスモデルから、売上総利益率が高く、在庫リスクの少ない製造受託業務中心のビジネスモデルへと転換を図るなどの施策を講じてまいりました。しかし、新規製造受託業務の獲得に関しては低調な実績であり、自社ブランドIPビジネスホンの販売に関しても低迷が続いております。また、アスモは平成25年9月期第3四半期連結会計期間末において631百万円の債務超過の状況であり、金融機関からの借入残高も532百万円と同事業の規模から考えますと過大な状況となっております。

一方、当社が営む情報通信機器販売事業においては、これまでに蓄積した顧客基盤を背景として安定的な収益こそ確保しておりますが、製造事業のマイナスが足枷となり、販売事業の売上規模拡大のための新規投資が思うように出来ない状況が続いております。

そのような状況の中で、当社は、あらゆる角度から情報通信機器製造事業の方向性に関して検討してきた結果、不採算事業となっており、今後の改善の見通しも厳しいことから、同事業からは速やかに撤退し、販売事業に経営リソースを集中させることが当社の企業価値ひいては株主価値を高めるうえで必要不可欠と判断し、平成25年8月9日開催の当社取締役会においてアスモが情報通信機器製造事業から撤退することを承認いたしました。

（３）当該事象の連結損益に与える影響額

本件により、平成25年9月期第3四半期連結会計期間に棚卸資産の評価損等を事業整理損失28百万円として特別損失に計上いたします。なお、第4四半期以降も事業撤退に伴う特別損失の追加計上が見込まれますが、その業績に与える影響は現時点では未確定であります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第19期)	自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日	平成24年12月21日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第20期第3四半期)	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	平成25年8月9日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年12月21日

レカムホールディングス株式会社

取締役会 御中

九段監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大網 英道 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 越智 敦生 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているレカムホールディングス株式会社の平成23年10月1日から平成24年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レカムホールディングス株式会社及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、レカムホールディングス株式会社の平成24年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、レカムホールディングス株式会社が平成24年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年12月21日

レカムホールディングス株式会社

取締役会 御中

九段監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大網 英道 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 越智 敦生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているレカムホールディングス株式会社の平成23年10月1日から平成24年9月30日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レカムホールディングス株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8 月 9 日

レカム株式会社
取締役会 御中

九段監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 越 智 敦 生 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 光 成 卓 郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているレカム株式会社(旧社名 レカムホールディングス株式会社)の平成24年10月1日から平成25年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年10月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、レカム株式会社(旧社名 レカムホールディングス株式会社)及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。